

名をも召寄せ可申聞なれども、別て面々は心安きもの故如是申聞也。外様の大名の手中にも右の様に可心懸、一人慎む時は十より百、百より千、千より萬への鑑、慎教に成也。國主・城主一人の慎は、其家其國の慎に成るべし。其身を慎み従者、民百姓に至迄安樂に任じ、軍事・公役を勤るにくるしまざる様に厚く政をなすべし。治平久しき時はかならず武を忘れ、風俗まで公家等の學に成もの也。必々武を不事事專要也。惣て爲差事なきに心を費し、大切の國郡・領知の政務を従者にまかせ、其身は利徳の贖にこゝろをつくし、打物さび、弓弦すがれを不知家も多しと聞及びぬ。必可有事ならず。武備・武藝に心を付、其家々に應じ、政務に心を付らるべし。

享保六年九月廿六日

一、葛卷新藏、大野木舍人と改稱の事。

寶永七年七月廿九日、葛卷新藏定番頭に被爲命候節、相公様御親翰の趣如左。

其方事近習の役儀繁多に付て、組頭等の職難勤事に候故不申付候得共、定番頭闕有之。此役は諸組頭に替り番頭も多く

相兼候ても可成候。然共近習差當り役儀も候へば、定番の儀も上げて難申付候間、先づ當分同役申談可相勤候。此段年寄共へ不申渡候條如此候。以上。

七月廿九日

右葛卷新藏改稱大野木舍人

今般私儀結構成御役儀被仰付、難有仕合奉存候。就其私祖父軍人儀、實は大野木主計せがれにて御座候。父主計儀、天正の頃勢州嶺の城合戦の時分討死仕候。外祖父淺見新右衛門と申者、淺井備前守殿に罷在候處、彼家滅亡以後越前へ罷越居申候。於此所軍人母葛卷十右衛門方へ致嫁娶候。其頃軍人幼少に御座候故、母軍人を召連罷越候處、十右衛門女子所持仕候に付、則軍人婿養子に仕苗字致相續候。其後御國へ罷越し御奉公仕り、段々今以て葛卷の家相續仕候。私儀は先祖遺知等拜領仕にても無御座、私一分にて被召出、段々御取立、度々御加増拜領仕候。先祖の實方大野木の名字の續、自他國共に無御座候。本名の儀にても御座候。此度大幸の仕合、苦ケ間敷候はゞ、か様の時節名字大野木に相改申度奉存候。此段乍恐奉得御内聽候。以上。

七月晦日

勝手次第改可申候。名も改申度候はゞ、是亦心次第に候旨被仰出、其上にて改稱有之候。

一、佐川田喜六詠進の和歌。

永井信州尙政老て信齋と稱す。歌謠後水尾法皇御存知の人也。其家老に佐川田喜六といふもの、其頃地下にての歌學公家の故實も能く知りたり。或時淀鯉を禁中へ獻するとして、使者は則喜六に命ぜり。信州鍾愛故也。喜六傳奏を以て獻之。堂上にて聞及び給ふ喜六とて、法皇にも御聞、御在位とは違ひ格別に候間、喜六を御白洲へ可被召とあり。則御白洲に平伏しぬ。法皇、喜六よしの山はいかんと勅誥ありしに、喜六傳奏の方へ向ひて、

よしの山花さく頃の朝な／＼こゝろにかゝる峰の白雲とつかうまつりけり。法皇御き、御手をはたと御打、百數の宮人どもか様の事を云ひ殘し、今佐川田に詠せられつる事は、無本意事ならずやと御感と也。

一、南部家と前田家とは先祖以來御別懇。

享保十一年九月松平佐渡守殿、池田氏賜 取候之形邸内へ來臨、被仰述

候は、南部修理大夫奥州義國城 主十萬石儀中將殿ろく／＼御見覺有之間敷候。何とぞ得貴意度旨申候。南部氏は御家へ先祖以來御懇切の趣有之候。則修理大夫紙面を以て申聞候旨にて、左記の覺書御持參候。

利家公へ先祖南部大膳大夫信直、天正年中以來通路いたし、段々預御懇意、公邊是は本國 細代之事得御引廻、其節御深切なる御判形の御書附被遺候。因茲嫡子信濃守御名乗字を懇望いたし、利直と改稱し、代々御心安被成下候。右信濃守利直事は、大膳大夫重信實父に候。右衛門督殿御婚禮の節、大膳亮儀爲御迎罷越、雙方御參會の節兩度とも被召加候。將軍宣下御祝儀等にも參事候様に被仰下候得ども、其節は不快に付御斷申候。か様の儀皆右の由緒を以て如斯に候旨也。

佐州平田外記を以て被仰述候に付御招請被成候。高德公奥州御在陣の節、長柄の鎗百本爲御持の内、十本信直所望に付被遣之。今以て南部家に致傳來候。此等の儀却て御家中には不相知事も候はんとの儀、佐州被仰述候事。

一、瑞龍公、本多安房守へ後事を御頼の事

慶長十九年瑞龍公御病中、本多安房を高岡へ被爲召色々御